

## 振替決済口座管理約款

### (この約款の趣旨)

第1条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下「振替国債」といいます。）に係るお客さまの口座を当行に開設するに際し、当行とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

### (振替決済口座)

第2条 振替国債に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替国債の記載又は記録をする内訳区分と、それ以外の振替国債の記載又は記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。

3 当行は、お客さまが振替国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

### (振替決済口座の開設)

第3条 振替決済口座の開設に当っては、あらかじめ、お客さまから当行所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。

2 当行は、お客さまから「振替決済口座管理約款」による振替決済口座開設のお申込書の提出を受け、これを当行が承諾したときは、契約が成立するものとします。当行の承諾後は、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。

3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。

### (共通番号の届出)

第3条の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に約款する個人番号又は同条第15項に約款する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客さまの共通番号を当行にお届出いただきます。その際、当行は、番号法その他の関係法令の約款に従い本人確認を行わせていただきます。

### (当行への届出事項)

第4条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名、共通番号等とします。

(振替の申請)

第5条 お客さまは、振替決済口座に記載又は記録されている振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- ① 差押えを受けたものその他の法令の約款により振替又はその申請を禁止されたもの
  - ② 法令の約款により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他日本銀行が定めるもの
- 2 前項に基づき、お客さまが振替の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を当行にご提示ください。
- ① 減額及び増額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額
  - ② お客さまの振替決済口座において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
  - ③ 振替先口座
  - ④ 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
- 3 前項第1号の金額は、その振込国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。

(他の口座管理機関への振替)

第6条 当行は、お客さまからお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。また、当行で振込国債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当行及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われないことがあります。

- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申し込みください。

(みなし抹消申請)

第7条 振替決済口座に記載又は記録されている振込国債が償還された場合には、お客さまから当行に対し、当該振込国債について、振替法に基づく抹消の申請があったものとみなして、当行がお客さまに代わって手続させていただきます。

(担保の設定)

第8条 お客さまの振込国債について、担保を設定される場合は、日本銀行が定めるところに従い、当行所定の手続による振替処理により行います。

(お客さまへの連絡事項)

第9条 当行は、振込国債について、次の事項をお客さまにご通知します。

- ① 最終償還期限
- ② 残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高

#### 報告書による報告

- 2 残高照合のための報告は、1年に1回以上ご通知します。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当行市場金融部の証券管理グループ責任者（フリーダイヤル0120-459-505／受付時間は銀行休業日を除く午前9時から午後5時です。）に直接ご連絡ください。
- 3 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

#### （元金の代理受領等）

第10条 振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の元金及び利子の支払があるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当行がお客さまに代わって日本銀行からこれを受領し、お客さまの請求に応じて当行からお客さまにお支払いします。

#### （届出事項の変更手続き）

- 第11条 お届出事項（氏名若しくは名称、住所、共通番号）を変更なさる場合は、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「運転免許証」、「戸籍抄本」、「登記簿謄本」、「個人番号カード」等の書類をご提示又はご提出願うことがあります。
- 2 前項により届出があった場合、当行は所定の手続を完了した後でなければ振込国債の元金又は利子の支払いのご請求には応じません。

#### （口座管理料）

- 第12条 当行は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。
- 2 当行は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、振込国債の元金又は利子の支払のご請求には応じないことがあります。

#### （当行の連帯保証義務）

- 第13条 日本銀行が、振替法に基づき、お客さま（振替法第11条第2項に定める加入者に限り）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。
- ① 振込国債（分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債を除きます。）の振替手続を行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金及び利子の支払をする義務
  - ② 分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債の振替手続を行った際、日本銀

行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元本の償還をする義務又は当該超過分の分離利息振込国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払をする義務

- ③ その他、日本銀行において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

（反社会的勢力との取引拒絶）

第 14 条 この振替決済口座は、次条第 4 号に該当する場合、または自らもしくは第三者を利用して同項第 5 号に該当する行為をした場合には利用することができず、この場合には当行はこの振替決済口座の開設をお断りするものとします。

（解約等）

第 15 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。

- ① お客さまから解約のお申し出があった場合
- ② 第 12 条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合
- ③ お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当し、または次のいずれかに該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき
  - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ④ お客さまが自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
  - A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
  - E. その他前 A から D に準ずる行為
- ⑤ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

(解約時の取扱い)

第 16 条 前条に基づく解約に際しては、お客さまの振替決済口座に記載又は記録されている振決  
国債及び金銭については、当行の定める方法により、お客さまのご指示によって換金、反対売  
買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

(免責事項)

第 17 条 当行は次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 当行が、依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）をお届出の印鑑（又は  
署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振決国債の元金又は利子の支払  
いをした場合
- ② 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名）と相違するため、振決国  
債の元金又は利子の支払いをしなかった場合に生じた損害
- ③ 天災地変等の不可抗力により、ご請求にかかる振決国債の元金又は利子の支払いが遅延し  
た場合

(約款の変更)

第 18 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由がある  
と認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、変更するものとします。

- 2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時  
期を店頭表示、インターネット又はその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- 3 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用する  
ものとします。

2020 年 4 月 1 日現在  
株式会社四国銀行

2006 年 12 月 18 日 制定  
2007 年 9 月 25 日 改定  
2008 年 3 月 1 日 改定  
2009 年 1 月 5 日 改定  
2010 年 4 月 5 日 改定  
2012 年 12 月 3 日 改定  
2016 年 1 月 4 日改定  
2020 年 4 月 1 日改定